・　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学、農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業農村工学、農業土木」又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
・　これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

監理技術者にあっては１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・　１級建設機械施工管理技士（旧１級建設機械施工技士）の資格を有する者
・　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学、農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業農村工学、農業土木」又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
・　これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

㈠　平成21年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記②㈠から㈢までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の経験、又は電線共同溝ＰＦＩ事業で構成員として平成21年度以降公示日までに施設を引渡済みの事業で、上記②㈠から㈢の条件を満足する同種工事を施工した経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

当該実績が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合においては、工事成績評定点が65点未満のものは除く。

また、配置予定主任技術者又は監理技術者が、対象期間に、産前休業※、産後休業※、育児休業※、介護休業※を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を対象期間の以前に加えることができる。

※詳細は入札説明書による。

㈢　配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書等の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

㈣　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

㈤　配置予定技術者については、同一の技術者を重複して他の工事等の候補者とすることは差し支えないが、他の工事等を落札したこと及びその他やむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により、配置予定技術者を当該工事業務の現場に配置できなくなった場合は、入札前においては直ちに入札の辞退を行うこと。万一これらの行為を行わずに入札した者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。また、入札後から落札者の決定前において他の工事等を落札したこと及びその他のやむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により、配置予定技術者を当該工事業務に配置できなくなった場合は、直ちにその旨を３⑴の担当部局に通知すること。万一落札者の決定までに当該通知を行わなかった者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

⑸　工事監理企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から④の要件を満たさなければならない。

①　沖縄総合事務局における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。なお、開札の時までに、上記一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。

②　次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成21年度以降公示日までに完了した㈡の場合、施設を引渡した）業務（再委託による業務としての実績は含まない）とする。

㈠　発注者支援業務※
㈡　公物管理補助業務※
㈢　ＣＭ業務
㈣　ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務
㈤　土木設計業務
㈥　調査検討・計画策定業務
㈦　管理施設調査・運用・点検業務
㈧　測量業務
㈨　地質調査業務
㈩　電線共同溝ＰＦＩ事業で構成員として施設を引渡済みの事業での工事監理業務

※詳細は入札説明書による。

③　次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

㈠　管理技術者は次のいずれかの資格を有すること。

ａ　技術士（総合技術監理部門：建設）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
ｂ　技術士（建設部門）で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。
ｃ　技術士（建設部門）で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、７年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門）に４年以上従事している者。
ｄ　土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）
ｅ　（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者
ｆ　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者※（技術士部門と同様の部門に限る。）
ｇ　１級土木施工管理技士

※詳細は入札説明書による。

㈡　次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成21年度以降公示日までに完了した（ｇの場合、施設を引渡した）業務（再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない）とする。

また、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとし、この場合においては、当該休業を取得したことを証明する書類を添付する。

ａ　土木工事に関する発注者支援業務（類する業務を含む。）
ｂ　公物管理補助業務（類する業務を含む。）
ｃ　ＣＭ業務
ｄ　ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務
ｅ　土木設計における概略・予備・詳細設計業務
ｆ　土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務
ｇ　電線共同溝ＰＦＩ事業で構成員として施設を引渡済みの事業での工事監理業務における管理技術者の業務

㈢　外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）について